

坂出發電所 1 号機リプレース計画

環境影響評価準備書についての 意見の概要と当社の見解

平成 1 8 年 1 0 月

四国電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解	3

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成18年8月2日（水）

(2) 公告の方法

① 平成18年8月2日（水）付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。（別紙1）

- ・ 四国新聞（朝刊） 18面
- ・ 読売新聞（香川版，朝刊） 27面
- ・ 毎日新聞（香川版，朝刊） 23面
- ・ 朝日新聞（香川版，朝刊） 24面
- ・ 産業経済新聞（香川版，朝刊） 22面

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・ 平成18年8月3日（木）付けの日本経済新聞（四国経済版，朝刊）35面（別紙2）
- ・ 平成18年8月1日付け発行の自治体広報誌
 - （i）坂出市の広報誌「広報さかいで」 平成18年8月号（別紙3-1）
 - （ii）宇多津町の広報誌「広報うたづ」 平成18年8月号（別紙3-2）
- ・ 香川県のホームページ及び当社のホームページ（平成18年8月2日（水）から平成18年9月15日（金）まで掲載）（別紙4-1，4-2）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3箇所，当社事業場1箇所の計4箇所にて縦覧を実施した。

自治体庁舎：坂出市役所（坂出市室町2丁目3番5号）

宇多津町役場（綾歌郡宇多津町1881番地）

香川県庁（高松市番町4丁目1番10号）

当社事業場：坂出發電所（坂出市番の州町2番地）

(4) 縦覧期間

平成18年8月2日（水）から平成18年9月1日（金）まで縦覧を実施した。

- ・ 坂出市役所：午前9時から午後5時まで（土，日曜日を除く）
- ・ 宇多津町役場：午前9時から午後5時まで（土，日曜日を除く）
- ・ 香川県庁：午前9時から午後5時まで（土，日曜日を除く）
- ・ 坂出發電所：午前9時から午後5時まで（土，日曜日も実施）

なお，坂出發電所においては，縦覧期間終了後も平成18年9月15日（金）まで縦覧を実施した。

(5) 縦覧者数

総 数	15名
(内訳) 坂出市役所	7名
宇多津町役場	0名
香川県庁	3名
坂出發電所	5名

[注] 縦覧者数は、各縦覧場所に設置した縦覧者記録用紙の記入者数合計を示す。

(別紙5)

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1)

(1) 開催日時

平成18年8月10日(木) 午後6時30分から午後9時20分まで

(2) 開催場所

坂出市民ホール(坂出市京町2丁目1番13号)

(3) 来場者数

217名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成18年8月2日から平成18年9月15日(金)までの間
(縦覧期間及びその後2週間)

(2) 意見書の提出方法

- ① 当社への郵送による書面の提出(別紙6-1)
- ② 説明会での質問票の提出及び口頭意見(別紙6-2)

(3) 意見書の提出状況

- ・ 郵送による意見書 1通(意見数1件)
- ・ 説明会での質問票の提出及び口頭意見 8件

第2章 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、準備書についての環境保全の見地からの意見は9件であった。

「環境影響評価法」第19条の規定に基づく、準備書についての意見の概要及びこれに対する当社の見解は、別紙7のとおりである。

日刊新聞紙に掲載した公告内容

- 平成18年8月2日(水)掲載
- ・ 四国新聞(朝刊) 18面
 - ・ 読売新聞(香川版, 朝刊) 27面
 - ・ 毎日新聞(香川版, 朝刊) 23面
 - ・ 朝日新聞(香川版, 朝刊) 24面
 - ・ 産業経済新聞(香川版, 朝刊) 22面

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「坂出発電所1号機リブレース計画環境影響評価準備書」の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

平成十八年八月二日

四国電力株式会社 取締役社長 常盤 百樹

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称 四国電力株式会社

代表者 取締役社長 常盤 百樹

所在地 香川県高松市丸の内二番五号

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 坂出発電所1号機リブレース計画

種類 既設汽力をガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)に変更

規模 出力十九万五千ワットから二十九万六千ワットに変更

【対象事業が実施されるべき区域】

四国電力株式会社 坂出発電所(坂出市番の州町二番地)及び天然ガス導管ルート

【関係地域の範囲】 香川県坂出市及び綾歌郡宇多津町

【総覧】

一、縦覧場所

- ・ 香川県庁 東館2階 環境・水政策課 (香川県高松市番町四丁目一番一〇号)
- ・ 坂出市役所 本庁舎2階 環境交通課 (香川県坂出市室町二丁目三番五号)
- ・ 宇多津町役場 住民生活課 (香川県綾歌郡宇多津町一八八一番地)
- ・ 坂出発電所 (香川県坂出市番の州町二番地)

二、縦覧期間 平成十八年八月二日(水) から平成十八年九月一日(金) まで

ただし、

- ・ 香川県庁 東館2階 環境・水政策課 土曜日、日曜日は除きます。
- ・ 坂出市役所 本庁舎2階 環境交通課 土曜日、日曜日は除きます。
- ・ 宇多津町役場 住民生活課 土曜日、日曜日は除きます。
- ・ 坂出発電所 土曜日、日曜日もご覧いただけます。

なお、坂出発電所においては、縦覧期間終了後も平成十八年九月十五日(金)までご覧いただけます。

三、縦覧時間 午前九時から午後五時まで

四、意見の提出

「環境影響評価準備書」について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書を郵送してください。

五、意見書の記載事項

- ・ 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・ 意見書の提出の対象である準備書の名称
- ・ 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

六、意見書の提出期限 平成十八年九月十五日(金) まで (当日消印有効)

七、意見書の提出先

〒七六〇一八五七三 香川県高松市丸の内二番五号

四国電力株式会社 総合企画室 環境部 環境アセスメントグループ 宛

【説明会を開催する日時及び場所】

一、開催日時 平成十八年八月十日(木) 午後六時三十分から午後八時三十分まで

二、開催場所 坂出市民ホール(坂出市京町二丁目一番十三号)

お知らせへのお問い合わせ先

総合企画室 環境部 環境アセスメントグループ

四国電力株式会社

TEL 〇五〇一八〇一三三四一、三三四二(直通)

日本経済新聞に掲載したお知らせ

○ 平成18年8月3日(木)掲載

・日本経済新聞(四国経済版, 朝刊) 35面

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「坂出発電所1号機リブレス計画環境影響評価準備書」の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

平成十八年八月三日

四国電力株式会社 取締役社長 常盤 百樹

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称 四国電力株式会社

代表者 取締役社長 常盤 百樹

所在地 香川県高松市丸の内二番五号

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 坂出発電所1号機リブレス計画
種類 既設汽力をガスタービン及び汽力コンバインドサイクル発電方式に変更
規模 出力十九万五千ワットから二十九万六千ワットに変更

【対象事業が実施されるべき区域】

四国電力株式会社 坂出発電所(坂出市番の州町二番地)及び天然ガス導管ルート

【関係地域の範囲】 香川県坂出市及び綾歌郡宇多津町

一、縦覧場所

・香川県庁 東館2階 環境・水政策課 (香川県高松市番町四丁目一番一〇号)

・坂出市役所 本庁舎2階 環境交通課 (香川県坂出市室町二丁目三番五号)

・宇多津町役場 住民生活課 (香川県綾歌郡宇多津町一八八番地)

二、縦覧期間 平成十八年八月二日(水) から平成十八年九月一日(金) まで

ただし、
・香川県庁 東館2階 環境・水政策課 土曜日、日曜日は除きます。

・坂出市役所 本庁舎2階 環境交通課 土曜日、日曜日は除きます。

・宇多津町役場 住民生活課 土曜日、日曜日は除きます。

・坂出発電所 土曜日、日曜日もご覧いただけます。

なお、坂出発電所においては、縦覧期間終了後も平成十八年九月十五日(金)までご覧いただけます。

三、縦覧時間 午前九時から午後五時まで

四、意見の提出

「環境影響評価準備書」について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書を郵送してください。

五、意見書の記載事項

・氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

・意見書の提出の対象である準備書の名称

・準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

六、意見書の提出期限

平成十八年九月十五日(金) まで (当日消印有効)

七、意見書の提出先

〒七六〇一八五七三 香川県高松市丸の内二番五号

四国電力株式会社 総合企画室 環境部 環境アセスメントグループ 宛

【説明会を開催する日時及び場所】

一、開催日時 平成十八年八月十日(木)午後六時三十分から午後八時三十分まで

二、開催場所 坂出市民ホール(坂出市京町二丁目一番十三号)

お知らせへのお問い合わせ先

四国電力株式会社 総合企画室 環境部 環境アセスメントグループ

TEL 〇五〇一八八〇一三三四一、三三四二(直通)

「広報さかいで」8月号に掲載したお知らせ

LNG環境アセスについて みなさまのご意見をお聞かせください

四国電力(株)坂出発電所では、現在進めているLNG1号機リプレイス計画について、住民のみなさまからご意見をお聞きするため、環境影響評価準備書の縦覧と説明会を行います。

●環境影響評価準備書の縦覧

日時 8月2日(水)～9月15日(金)午前9時～午後5時
会場 四国電力(株)坂出発電所

なお、8月2日(水)～9月1日(金)の間の平日については、市環境交通課、香川県環境・水政策課、宇多津町住民生活課にて縦覧することができます。

●説明会

日時 8月10日(木)午後6時30分～8時30分
会場 市民ホール(駐車場は坂出サティ駐車場をご利用ください)

●意見書の提出

住所、氏名、意見書の対象である準備書の名称、準備書について環境保全の見地からの意見(理由を含める)を明記し、〒760-8573高松市丸の内2-5 四国電力(株)総合企画室環境部環境アセスメントグループへ郵送。

提出期限 9月15日(金)(消印有効)

■詳しくは、四国電力(株)総合企画室環境部環境アセスメントグループ

(☎050・8801・3241)へ

「広報うたづ」8月号に掲載したお知らせ

**四国電力(株)坂出發電所一号機リプレイス計画
環境影響評価準備書の縦覧及び説明会**

●リプレイス計画について

現状の重油・コークス炉ガスを燃料とする一号機発電設備を廃止し、環境負荷の少ない天然ガスを燃料とする発電効率の高いコンバインドサイクル発電設備を設置する計画。縦覧について

▼縦覧期間・時間・場所

○八月二日(水)～九月一日(金)

午前九時～午後五時

(土日は除く)

・宇多津町住民生活課

・坂出市環境交通課

・香川県環境・水政策課

○八月二日(水)～九月十五日(金)

午前九時～午後五時

(土日もご覧いただけます)

・四国電力(株) 坂出發電所

意見書について

▼意見書の提出

ご意見をお持ちの方は事業者宛に書面で意見書を郵送ください。

(意見書の記載事項)

※氏名及び住所(法人・団体は、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地)

※意見書の提出の対象である準備書の名称

※準備書についての環境の保全の見地からの意見(理由を含めて記載)

▼意見書の提出期限

九月十五日(金)まで

(当日消印有効)

説明会について

▼開催日時

八月十日(木) 午後六時三十分～午後八時三十分

分

▼開催場所

坂出市民ホール(坂出市京町二丁目一番十三号)

※お車でお越しの方は、坂出サティ駐車場をご利用ください。

▼意見書の提出先及び問い合わせ先

〒七六〇―八五七三

高松市丸の内二番五号

四国電力株式会社 総合企画室

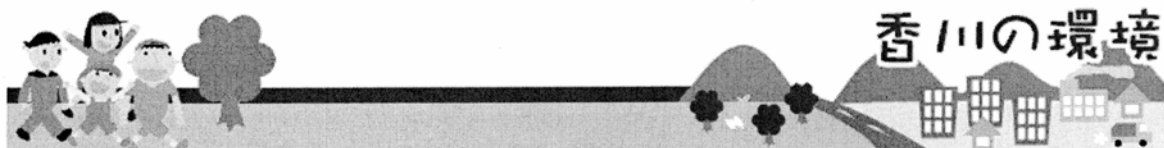
環境部 環境アセスメントグループ

電話 050-8801-3241、

3242 (直通)

香川県ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成18年8月2日(水)から平成18年9月15日(金)まで掲載



お知らせ

坂出發電所1号機リプレイス計画環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称 四国電力株式会社
代表者 取締役社長 常盤 百樹
所在地 香川県高松市丸の内2番5号

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 坂出發電所1号機リプレイス計画
種類 既設汽力をガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)に変更
規模 出力19万5千キロワットを29万6千キロワットに変更

【対象事業が実施されるべき区域】

四国電力株式会社 坂出發電所(坂出市番の州町2番地)及び天然ガス導管ルート

【関係地域の範囲】

香川県坂出市及び綾歌郡宇多津町

【縦覧】

1. 縦覧場所

- 香川県庁 東館2階 環境・水政策課 (香川県高松市番町4丁目1番10号)
- 坂出市役所 本庁舎2階 環境交通課 (香川県坂出市室町2丁目3番5号)
- 宇多津町役場 住民生活課 (香川県綾歌郡宇多津町1881番地)
- 坂出發電所 (香川県坂出市番の州町2番地)

2. 縦覧期間

平成18年8月2日(水)から平成18年9月1日(金)まで

ただし、

- 香川県庁 東館2階 環境・水政策課 土曜日、日曜日は除きます。
- 坂出市役所 本庁舎2階 環境交通課 土曜日、日曜日は除きます。
- 宇多津町役場 住民生活課 土曜日、日曜日は除きます。
- 坂出發電所 土曜日、日曜日もご覧いただけます。

なお、坂出發電所においては、縦覧期間終了後も平成18年9月15日(金)までご覧いただけます。

3. 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

4. 意見の提出

「環境影響評価準備書」について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書を郵送してください。

5. 意見書の記載事項

- 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 意見書の提出の対象である準備書の名称
- 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

関連リンク

- [四国電力株式会社](#)

6. 意見書の提出期限

平成18年9月15日(金)まで(当日消印有効)

7. 意見書の提出先

〒760-8573 香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社 総合企画室 環境部 環境アセスメントグループ 宛

【説明会を開催する日時及び場所】

1. 開催日時

平成18年8月10日(木) 午後6時30分から午後8時30分まで

2. 開催場所

坂出市民ホール(坂出市京町2丁目1番13号)

(お車でお越しの方は、坂出サティ駐車場をご利用ください。)

【お問い合わせ先】

四国電力株式会社 総合企画室 環境部 環境アセスメントグループ
tel050-8801-3241、3242(直通)

当社ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成18年8月2日(水)から平成18年9月15日(金)まで掲載

坂出發電所1号機リプレイス計画に伴う 環境影響評価準備書の縦覧および説明会の開催について

当社は、平成18年8月1日に、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「坂出發電所1号機リプレイス計画環境影響評価準備書」(以下、準備書)を経済産業大臣に届け出るとともに、香川県知事、坂出市長および宇多津町長に送付いたしました。

当社では、坂出發電所1号機につきまして、既設火力の経年化対策、CO₂排出量削減対策の観点から、燃料を重油・コークス炉ガスから天然ガスに転換し、より高効率のコンバインドサイクル発電方式へリプレイスすることとしております。

本計画を進めるにあたっては、周辺の環境への配慮を最優先としておりますが、今回届け出た準備書は、あらかじめ周辺環境の現況を調査し、事業に伴う環境への影響について予測・評価を行い、その結果を取りまとめたものです。

届出・送付しました準備書について、環境影響評価法に基づき、縦覧を行うとともに、説明会を開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、縦覧及び説明会を通じていただいたご意見は、当社の見解を添えて経済産業大臣に届出し、その後、国において審査が行われ、最終的に環境影響評価書としてとりまとめることになります。

1. 対象事業の名称、種類及び規模

名 称	坂出發電所1号機リプレイス計画
種 類	既設汽力をガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)に変更
規 模	出力19万5千キロワットを29万6千キロワットに変更

2. 対象事業が実施されるべき区域

四国電力株式会社 坂出發電所(坂出市番の州町2番地)及び天然ガス導管ルート

3. 関係地域の範囲

香川県坂出市及び綾歌郡宇多津町

4. 準備書の縦覧

(1) 縦覧場所

・香川県庁 東館2階 環境・水政策課	(香川県高松市番町4丁目1番10号)
・坂出市役所 本庁舎2階 環境交通課	(香川県坂出市室町2丁目3番5号)
・宇多津町役場 住民生活課	(香川県綾歌郡宇多津町1881番地)
・坂出發電所	(香川県坂出市番の州町2番地)

(2) 縦覧期間

平成18年8月2日(水)から平成18年9月1日(金)まで

ただし、

- ・香川県庁 東館2階 環境・水政策課 土曜日、日曜日は除きます。
- ・坂出市役所 本庁舎2階 環境交通課 土曜日、日曜日は除きます。
- ・宇多津町役場 住民生活課 土曜日、日曜日は除きます。
- ・坂出發電所 土曜日、日曜日でもご覧いただけます。

なお、坂出發電所においては、縦覧期間終了後も平成18年9月15日(金)までご覧いただけます。

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

(4) 意見の提出

「環境影響評価準備書」について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、当社宛に書面にて意見書を郵送してください。

(5) 意見書の記載事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である準備書の名称
- ・準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

(6) 意見書の提出期限

平成18年9月15日(金)まで (当日消印有効)

(7) 意見書の提出先

〒760-8573 香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社 総合企画室 環境部 環境アセスメントグループ 宛

5. 説明会を開催する日時及び場所

(1) 開催日時

平成18年8月10日(木) 午後6時30分から午後8時30分まで

(2) 開催場所

坂出市民ホール(坂出市京町2丁目1番13号)

(お車でお越しの方は、坂出サティ駐車場をご利用ください。)

以 上

(お問い合わせ先)

四国電力株式会社 総合企画室 環境部 環境アセスメントグループ

TEL 050-8801-3241, 3242 (直通)

(表 紙)

坂出發電所 1 号機リブレース計画
環境影響評価準備書
縦覧者記録用紙

四国電力株式会社

[お願い]

準備書を縦覧された方は、縦覧者記録用紙にご記入願います。

縦 覧 者 記 録 用 紙

縦覧箇所 ○○○○

記入例に従い、ご記入ください。

項 目	縦 覧 日	性 別	年 齢	住 所		職 業
記入例	H18年○月○日	①. 男 2. 女	51歳	1. 坂出市内 3. その他香川県内	②. 宇多津町内 4. 香川県外	会社員
1	H18年 月 日	1. 男 2. 女		1. 坂出市内 3. その他香川県内	2. 宇多津町内 4. 香川県外	
2	H18年 月 日	1. 男 2. 女		1. 坂出市内 3. その他香川県内	2. 宇多津町内 4. 香川県外	
3	H18年 月 日	1. 男 2. 女		1. 坂出市内 3. その他香川県内	2. 宇多津町内 4. 香川県外	
4	H18年 月 日	1. 男 2. 女		1. 坂出市内 3. その他香川県内	2. 宇多津町内 4. 香川県外	
5	H18年 月 日	1. 男 2. 女		1. 坂出市内 3. その他香川県内	2. 宇多津町内 4. 香川県外	
6	H18年 月 日	1. 男 2. 女		1. 坂出市内 3. その他香川県内	2. 宇多津町内 4. 香川県外	
・ ・ ・				・ ・ ・		

郵送による意見書 (様式)

(NO.)	
坂出發電所 1 号機リプレイス計画環境影響評価準備書 に対する意見書	
平成 1 8 年 月 日	
(住 所) フリガナ	
(氏 名)	
(連絡先)	
環境影響評価法第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地より、次のとおり意見を提出する。	
【備 考】 1. 意 見 書：氏名住所は、必ず記入してください。なお、1 枚目に記載できない場合は、複数枚をご使用ください。その際は、意見書右上の (NO.) にページをふり、2 枚目以降にも住所氏名等をご記入願います。 2. 提 出 先：〒760-8573 香川県高松市丸の内 2 の 5 四国電力株式会社 環境部 環境アセスメントグループ 3. 提出期限：平成 18 年 9 月 15 日 (金) [当日消印有効] 4. 注意事項：環境影響評価法施行規則第 12 条の規定により、住所氏名等は必ずご記入願います。 【注】 ご記入頂きました情報は、個人情報の観点から適切に取り扱います。	

説明会での質問票（様式）

「坂出発電所1号機リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」説明会

質 問 票

※ お手数ですが、質問票 1 枚につきご質問 1 問となるようご記入下さい。

※ 追加の質問票は、質問箱の横に用意しておりますのでご利用ください。

ご住所

ふりがな

ご氏名

※ふりがなをお願いします。

ご質問の項目（該当する項目の番号に○印をつけて下さい）

1. 事業計画	4. 騒音・振動	7. 景 観
2. 環境全般	5. 水環境	8. その他
3. 大気環境	6. 動物・植物	

ご質問の内容

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be a standard notebook page.

注：本質問票にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

1. 事業計画

意見の概要		当社の見解
(1)	1号機リプレース後は、2, 3号機の利用率が減少することとなっているが、2号機か3号機のどちらか一方を休止し、もう一方の利用率を上げた方が熱効率も向上し、二酸化炭素排出量を抑制できるのではないか。	1号機リプレース後も2, 3号機は、ピーク負荷対応等の発電プラントとして電力の安定供給上、必要な設備であり、どちらの設備も休止することはできません。 なお、発電所の運用については、使用燃料、熱効率等を踏まえて最も効率的な運転を行っております。
(2)	環境負荷の低減と地球環境問題への対応に配慮した設備形成を図るというならば、坂出発電所1号機だけでなく、他の設備についても燃料を環境負荷の少ない天然ガスに変更すべきではないか。	今回の計画では、1号機については天然ガスコンバインドサイクル発電方式へリプレース、4号機については燃料を重原油・コークス炉ガスから天然ガス・コークス炉ガスへ変更することとしていますが、残りの2, 3号機の天然ガスへの変更については、今後の検討課題と考えております。

2. 大気環境

意見の概要		当社の見解
(1)	工事中は、騒音、大気環境及び水環境が、現状よりも悪くなるのは間違いない。工事期間中、資材等の搬出入に使用する道路は、相当量のほこりが立つことが予想されるため、せめて散水車を定期的に走行させるなど、近隣住民、海水浴客及び漁業関係者などに影響が出ないようにしてもらいたい。また、クレームが出たときは、即時工事を停止するよう、約束して欲しい。	資材等の搬出入に使用する道路における粉じん等により、近隣住民の皆様方等にご迷惑をおかけすることのないよう、 ・大型重量物やその他の工事用資材等について、極力海上輸送による搬入を図り、陸上交通量を低減する ・既設設備の有効活用を図ることにより、工事量を削減し、工事用資材等の搬出入車両台数を低減する ・工事工程の調整により、工事用資材等の搬出入車両台数及び輸送経路を極力平準化する ・工事関係者の乗合い通勤の促進を図り、通行車両の増加抑制に努める ・原則として、車両が集中する通勤時間帯は工事用資材等の搬出入を行わない ・粉じん等の飛散防止を図るため、工事用資材等の搬出入車両の出場時には、適宜タイヤ洗浄を行うとともに、本工事が原因で発じんが著しくなるおそれがある場合には、散水又は清掃を実施する 等の環境保全措置を講じ、影響を低減するよう努めます。 なお、万一、準備書に記載した予測結果を超えて著しい環境影響が生じるおそれがある場合には、早急に低減策を講じるようにいたします。

3. 動物

意見の概要	当社の見解
(1) 本準備書には、内水面漁業の実態や内水面漁業者の生活に密接に関係する動植物及びその生息、生育環境の保全に係る事項が全く記載されていないが、坂出市や綾歌郡内の各河川では、ウナギの養殖用にシラスウナギの採捕が行われている。水産資源の保護、自然環境の保全並びにウナギの養殖産業を守っていく上で、本事業の実施に伴うシラスウナギの生息環境へ影響がないことの根拠と、それに係る資料提示及び説明が必要であると考ええる。	ウナギは、マリアナ諸島西方海域で産卵され、葉形幼生を経てシラスウナギに変態し、河川に遡上して成長した後、再び産卵のために海に下ると考えられています（東京大学 海洋研究所ホームページ 他）。 坂出發電所前面海域である坂出港港湾区域に流入する主な河川としては、2級河川である綾川と青海川がありますが（準備書 P3. 1-40 の第 3. 1. 2-3 図）、準備書 P8. 1. 2-74～76 の第 8. 1. 2. 1-24 図(1)～(3)に記載のとおり、本事業の実施に伴う温排水による海水温度の上昇域は、将来も現状と同じであり、また発電所の全台（1号機～4号機）が稼働した場合でも、温排水によって海水温度が1℃上昇する範囲は、綾川及び青海川には及ばないこと等から、温排水がシラスウナギに及ぼす影響は少ないものと考えます。 なお、本事業の実施に伴う海域の動植物への影響を回避、低減するために、以下の環境保全措置を着実に実施いたします。 [環境保全措置] ・ 取放水設備及び港湾設備は既設設備を活用することにより、浚渫や埋立等の海域工事を行わない ・ 冷却水の取水量及び放水（温排水）量は現状より増加させず、また取放水温度差も現状どおり7℃以下とする（準備書 P2. 2-31 第 2. 2-14 表） ・ 1号機リプレース後の発電所からの一般排水の水質を可能な限り現状より低減する（準備書 P8. 2-5 第 8. 2-1 表） 等

4. その他

意見の概要	当社の見解
(1) 工事に伴い環境影響が発生した場合、どの程度の環境影響で工事を中止するのか。また、工事を中止する判断基準は、国、自治体が定めた基準値を採用するのか、それとも、独自の基準値を採用するのか。	1号機リプレース工事においては、準備書に記載した各種環境保全措置を着実に実施し、大気環境、水環境、騒音、振動、廃棄物等に係る影響を極力回避、低減するよう努めてまいります。 工事中は、準備書 P8.2-17 の第 8.2.4-1 表(1)に示す環境監視を行うこととしておりますが、万一、準備書に記載した予測結果を超えて著しい環境影響が生じるおそれがある場合には、早急に低減策を講じるようにいたします。
(2) 発電所の工事やガス導管工事で工事関係車両が増えて、さぬき浜街道等（県道 186 号線、192 号線等の工事関係車両が通行する主要な経路）で交通渋滞が起こるのではないかと。その緩和策をきちんと考えているのか。交通渋滞を避けるため、工事関係車両が町内の生活道に進入するのではないかと。	工事関係車両の影響を低減するために、 ・ 大型重量物やその他の工事用資材等について、極力海上輸送による搬入を図り、陸上交通量を低減する ・ 既設設備の有効活用を図ることにより、工事量を削減し、工事用資材等の搬出入車両台数を低減する ・ 工事工程の調整により、工事用資材等の搬出入車両台数及び輸送経路を極力平準化する ・ 工事関係者の乗合い通勤の促進を図り、通行車両の増加抑制に努める ・ 原則として、車両が集中する通勤時間帯は工事用資材等の搬出入を行わない 等の措置を講じることとしており、それらを踏まえて工事中の車両台数の増加率を計算した結果、さぬき浜街道沿いの坂出市番の州公園で最大 2.8%、宇多津町浜四番丁で 1.8%にとどまることから（準備書 P8.1.1-94 第 8.1.1.1-44 表）、本事業の実施に伴い、さぬき浜街道で交通渋滞が起こるとは考えておりません。 また、ガス導管埋設工事に伴い、一部車線規制を予定しております番の州南北幹線については、車線規制後の混雑度を「道路ハンドブック」（平成 4 年 道路ハンドブック編集委員会）に基づき計算した結果、最大で 0.41 となります。これは、一定の速度での通行が可能とされる 0.75 以下であることから、現状より若干混雑はするものの、渋滞などの大きな支障は発生しないと考えております（準備書 P8.1.6-21 第 8.1.6-11 表）。 なお、工事関係車両は準備書 P2.2-20 の第 2.2-7 図に記載しました主要な交通ルートを通行することとし、町内の生活道に進入することのないよう、工事関係者へ周知徹底いたします。

意見の概要	当社の見解
(3) 1号機リプレース後の将来交通量に占める資材等の搬出入車両の割合は、0.6%となっているが、実際に交通量は増えるのか。	将来交通量は、一般車両台数に発電所の資材等の搬出入車両台数を加算した交通量です。ここで、一般車両台数は、平成17年10月19日～20日に実施しました現地調査結果を使用しております（ただし、本交通量は、「香川県道路交通量調査結果」によると増加の傾向がみられないことから、伸び率を考慮していません）。一方、資材等の搬出入車両台数は、新1号機、既設2～4号機の定期点検に伴う関係車両のうち、排煙脱硫装置などの大きな付属設備を有することから最も関係車両台数が増える既設3号機の定期点検時の車両台数を過去の実績に基づき設定しております。同定期点検は、将来も現在と同様に実施しますので、1号機リプレース後においても、定期点検に伴う交通量としては増加しません。 したがって、準備書P8.1.6-24の第8.1.6-12表に記載しました将来の最大交通量は、現状における既設3号機の定期点検時の交通量と同程度であり、1号機リプレース後に、交通量が現状から0.6%増えるというわけではありません。
(4) 1号機リプレース後に、計画値と実績値の違いをどのような形で公表するのか。	本事業においては、準備書P8.2-18の第8.2.4-1表(2)に記載しました排ガス中の窒素酸化物やプラント排水水質等の発電所からの排出状況について環境監視を行い、周辺環境の保全に努めることとしております。これらの環境監視項目については、その結果を「よんでん環境保全・社会活動レポート」に掲載し公表いたします（本活動レポートは、当社のホームページでもご覧頂けます）。 また、坂出發電所周辺の環境の状況については、香川県や坂出市などの自治体が調査を実施し、ホームページや環境白書等で公表していますので、ご参照下さい。 なお、準備書P8.3-1～8.3-5に示しますとおり、1号機リプレース後に、周辺環境の状況を把握するための事後調査^(※)は実施いたしません。 (※)事業実施後における周辺環境の状況を把握するための事後調査については、「環境影響評価に関する指針等を定める省令」第17条の規定によって、予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講ずる場合や、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときに実施することとされています。

意見の概要		当社の見解
(5)	準備書の地元説明会は、なぜ坂出市でしか実施しないのか。宇多津町でも実施すべきではないのか。	「環境影響評価法」第 15 条に規定する関係地域は坂出市と宇多津町ですが、説明会会場に使用した坂出市民ホールは、坂出發電所近傍の居住地区である瀬居、沙弥地区と宇多津町からほぼ等距離（4～5km）にあり、J R 坂出駅に近く、かつ十分な収容力を有することから、同会場 1 箇所で開催を実施することとしました。